

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合

学生本人が新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、完治するまで出席停止となります。感染拡大防止措置をとる必要があるため、大学の保健管理センター（学務課）に連絡してください。（0123-28-5331）  
 治癒した後、主治医に登校に支障がないことを証明する診断書等の作成を依頼してください。  
 登校時には、診断書等を保健管理センター（学務課）に提出してください。

新型コロナウイルス感染症が疑われる場合

発熱、または風邪症状（のどの痛みや咳、倦怠感など）がある場合

濃厚接触者となった場合  
 （同居家族が新型コロナウイルスに感染したなど）

**自宅・通学途中の場合**  
 登校せずに**自宅で待機**し、大学の保健管理センター（学務課）に連絡（0123-28-5331）  
**講義中の場合**  
 講義の担当教員に症状を申し出て帰宅

- ① 濃厚接触者となった場合、保健所から本人に連絡が入るので、その指示に従う
- ② 本人自身が濃厚接触者と疑われる場合は、保健所に本人から連絡し、その指示に従う
- ③ 大学の保健管理センター（学務課）に連絡（0123-28-5331）
- ④ 感染者との最終接触日から原則 14 日間自宅待機（出席停止）とする
- ⑤ 毎日健康観察を行い、健康観察記録表に記録する（検温は 1 日数回）

- ① 症状が消失するまで自宅療養（出席停止）
- ② 毎日健康観察を行い、健康観察記録表に記録する（検温は 1 日数回）

・ 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続く  
 （解熱剤を飲み続けなければならないときを含む）  
 ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある  
 ・ 糖尿病や呼吸器疾患など基礎疾患がある場合は 2 日程度続く場合

症状あり

症状なし

最寄りの保健所に連絡し、指示に従う

指示による経過観察中に症状が消失

**検査にて陰性**  
 症状消失

**検査にて陽性 出席停止**  
 ① 保健管理センター（学務課）に連絡  
 ② 医療機関の指示に従う

症状消失後  
 2 日間経過観察

**治癒**  
 主治医に、治癒し登校に支障がないことを証明する診断書等の作成を依頼する

**【登校時】** 下記の書類を保健管理センター（学務課）に提出  
 ① 新型コロナウイルス感染症（疑いを含む）に関する報告書  
 ② 健康観察記録表  
 ③ 登校許可書もしくは診断書  
 ④ 公認欠席願